



地方公営企業会計勉強会

第4回 繰延資産

長谷川公認会計士事務所

A_hasegawa_cpa@yahoo.co.jp

<http://a-hasegawa-cpa.jimdo.com/>

1. 繰延資産に関する会計処理

現行ルール

ある年度に支出した費用の効果が、次期以降に継続する場合、その次期以降の効果に相当する金額を資産として繰延べることができる。

災害損失： 災害による保有資産に対する巨額の損失でその事業年度に負担させることができないもの

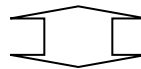
開発費： 新技術の採用、経営組織の改善等に要した経費でその効果が翌年度以降に及ぶもの

試験研究費： 新研究、新技術の発見等のために要した経費

退職給与金： 職制の改廃等により退職職員が多く、これに対する退職給与金が多額で一事業年度の収益に負担させることが困難なもの

企業債発行差金： 企業債の発行額と券面額に差額が生じた場合

控除対象外消費税： 消費税申告計算にあたり、生じた控除対象外消費税



企業会計

対価の支払が完了（又は、支払義務が確定）し、これに対応する役務の提供を受けたにも関わらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用は、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。

災害損失： 容認。ただし、実務上、ほとんど計上されていない。

開発費、試験研究費： 発生時、費用処理。

退職給与金： 引当金計上。（←改正項目）

企業債発行差金： 直接控除方式

控除対象外消費税： 長期前払消費税として固定資産計上。

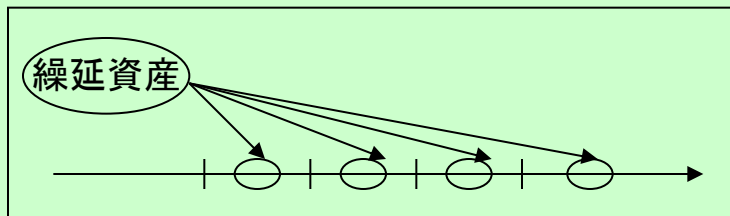
2. 繰延資産とは

1. 繰延資産とは

繰延資産とは、役務(サービス)の提供を受けて、その代価も支払ったにもかかわらず、支払額を費用しないで、貸借対照表に資産として計上するもの。これは、支出の効果が長期にわたるため、その期間に償却手続によって費用を期間配分するためのもので、他の資産と異なり、換金価値はない。

2. なぜ、資産計上するの？

一会計期間に獲得した収益とそのための費用を同じ会計期間に計上することによって、経営成績を、適切に表すため。(費用収益対応の原則)



4. 問題点

繰延資産には、換金価値がなく、また、将来の収益の獲得には不確実性が伴うことから、原則として資産計上は認められていない。

ただし、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費等の5項目に限り、会計上、計上を認めている。

3. 償却期間

計上された繰延資産は、支出の効果が及ぶ期間に費用配分する必要がある。しかし、実際に効果が及ぶ期間がいつまでか判定するのは難しく、換金価値のない資産を長期間計上することには問題があることなどから、費用の配分を行う期間(償却期間)はルールで決められている。

5. 研究開発費

研究開発費とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査・研究や、新製品等の計画・設計・改良等に要した費用をいう。従来、これらは「試験研究費」もしくは「開発費」として繰延資産計上が認められていた。

しかし、研究・開発に要する費用は、将来の収益獲得の可能性が極めて不明確であること、これらの費用の処理方法に一括費用処理と繰延資産計上の2種類があることは、財務諸表の比較可能性や国際的調和の点から問題があることなどから、発生時に一括費用処理することとなった。

3. 改正点

1. 原則

従来の公営企業会計では、計上基準や計上範囲が不明確であった。今回の改正にあたり、原則として、新たな繰延資産の計上を認めないこととした。

2. 例外

事業法上、繰延資産計上が認められるもの。
控除対象外消費税は、長期前払消費税(資産)計上。

3. 経過措置

既計上繰延資産は、その償却を終えるまで計上を認める。

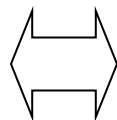
ただし、退職給与金については、退職給付引当金を計上することとする。

<設例>事業の用に供するために固定資産800万円を取得、消費税40万円を現金支払った。
A公営企業の課税割合は、100%で税込方式。B公営企業は0%で税抜方式。残存価額0、耐用年数5年。

会計上の処理

A公営企業

取得時: 資産840 / 現金840
翌年度: 減価償却168 / 資産168



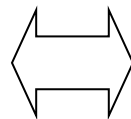
B公営企業

取得時: 資産 800 / 現金 840
仮払消費税40 /
前払消費税40 / 仮払消費税40
翌年度: 減価償却160 / 資産 160
雑損 8 / 繰延資産 8

税務上の処理

取得時: 消費税額 $40 \times 100\% = 40$
租税公課(PL) 40 / 未払消費税 40

翌年度: 仕訳なし



取得時: 消費税額 $40 \times 0\% = 0$
前払消費税(BS)40 / 仮払消費税40

翌年度:
租税公課(PL) 8 / 前払消費税 8